

装官監第 8 9 0 9 号
令和 4 年 6 月 2 日

長 官 官 房 総 務 官
長 官 官 房 人 事 官
長 官 官 房 会 計 官
長 官 官 房 監 察 監 査 ・ 評 価 官
長 官 官 房 各 装 備 開 発 官 殿
長 官 官 房 艦 船 設 計 官
各 部 長
施 設 等 機 関 の 長

長官官房監察監査・評価官
(公印省略)

防衛装備庁における公益通報制度及び電子目安箱について（通知）

令和 2 年 6 月に成立した「公益通報者保護法の一部を改正する法律」（令和 2 年法律第 5 1 号）、「公益通報者保護法第 1 1 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針」（令和 3 年内閣府告示第 1 1 8 号）及び「公益通報者保護法を踏まえた国の行政機関の通報対応に関するガイドライン」（令和 4 年 6 月一部改正）を踏まえ、「防衛装備庁における公益通報の対応及び公益通報者の保護に関する訓令」（平成 2 7 年防衛装備庁訓令第 2 9 号。）（以下「公益通報訓令」という。）を一部改正したところである。

今般、公益通報訓令の一部改正を踏まえ、防衛装備庁における公益通報制度及び電子目安箱に関する参考資料を改正したので、別紙第 1 を管下職員に周知するとともに、別紙第 2 を執務室、会議室、入札室等に掲示されたい。

なお、防衛装備庁における公益通報制度及び電子目安箱について（装官監第 7 8 7 8 号。3 0 . 6 . 7）は、廃止する。

添付書類：別紙第 1 及び別紙第 2

写送付先：防衛装備庁長官、防衛技監、長官官房各装備官、長官官房審議官

防衛装備庁における公益通報制度及び電子目安箱について

1 概要

防衛装備庁における公益通報制度は、防衛装備庁又は防衛装備庁職員に係る法令違反行為並びに防衛装備庁以外の事業者又は当該事業者の従業員等に係る法令違反行為に関する情報を、防衛装備庁の職員や関係する事業者の従業員その他の者から収集し、適切な是正処置を講じることを目的としたものです。

また、電子目安箱は、防衛装備庁に係る入札談合、過大請求等の不正行為に関する情報を幅広くかつ積極的に収集するとともに、かかる情報を関係部署に提供し、所要の措置を講じることを目的としたものです。

なお、公益通報制度は、公益通報者の保護を目的の一つとする公益通報者保護法に基づく制度であり、公益通報者は、公益通報を行ったことにより不利益な取扱いを受けることがないように、法令により保護されますので、公益通報制度を利用することを推奨します。

2 公益通報制度

(1) 根拠

- 公益通報者保護法（平成 16 年法律第 122 号）
- 防衛装備庁における公益通報の対応及び公益通報者の保護に関する訓令（平成 27 年防衛装備庁訓令第 29 号。第 2 項第 5 号において「訓令」という。）
- 防衛装備庁における公益通報の対応及び公益通報者の保護に関する訓令の実施について（通知）（装官監第 1060 号。30. 1. 31）

(2) 通報者の範囲等

ア 防衛装備庁又は防衛装備庁の職員等に関する法令違反行為の場合

＜通報の要件＞

- ① 防衛装備庁の職務に従事している職員等の法令違反行為であること（まさに生じようとしている場合を含む）
- ② 不正な目的でないこと

＜通報者の範囲＞

- ① 防衛装備庁の職員、② 労働者派遣法に基づき防衛装備庁内で働く派遣労働者、③ 防衛装備庁の契約先事業者の労働者で、防衛装備庁との契約業務に従事している労働者、④ 派遣労働者（上記②）及び契約先事業者の労働者（上記③）の雇用元の役員、⑤ 上記①から④であった者

イ 防衛装備庁以外の事業者又は当該事業者の従業員等（職務に従事している場合に限る。）に関する法令違反行為の場合

＜通報の要件＞

- ① 防衛装備庁が処分や勧告等をする法的な権限を有していること
- ② 法令違反行為が生じている（まさに生じようとしている場合を含む。）と信ずるに足る相当の理由（証拠資料等）があること
- ③ 不正な目的でないこと

＜通報者の範囲＞

- ① 当該事業者には雇用されている労働者、② 労働者派遣法に基づき当該事業者で働く派遣労働者、③ 当該事業者の契約先事業者の労働者で、当該事業者との契約業務に従事している労働者、④ 上記①から③の労働者を雇用している事業者の役員、⑤ 上記①から④であった者

（３）通報手続

防衛装備庁の窓口は監察監査・評価官で、監察監査・評価官付監察監査室担当に公益通報書（防衛装備庁ＨＰに掲載）を直接持参、郵送又は電子メールによる送付により行うことができます。

また、防衛装備庁の外部において、弁護士を配置した窓口（ヘルプライン窓口）を設置しており、公益通報書を郵送又は電子メールによる送付により行うことができます（ただし、防衛装備庁職員に限る）。

（４）通報の対応

- ア 監察監査・評価官において、公益通報を受け付けます。
- イ 監察監査・評価官は、以下の場合を除き通報を受理します。
 - (ア) 通報内容が通報対象事実に当たらないことが受付時に明白な場合
 - (イ) 通報内容が著しく不分明な場合
 - (ウ) 通報内容が虚偽であることが明白な場合
 - (エ) その他公益通報としての形式及び実質を備えていない場合
- ウ 受理された通報については、調査の必要性が認められない場合等を除き、長官官房審議官が調査担当者を指定し、調査を行います。
- エ 長官官房審議官は、調査の結果、通報対象事実があると認めるときは、当該通報対象事実の中止その他是正のために必要と認める措置及び再発の防止のために必要と認める措置をとります。

（５）公益通報者の保護等

- ア 公益通報を行った公益通報者及び公益通報に関する相談を行った者に対し、公益通報又は公益通報に関する相談を行ったことを理由とする不利益な取扱いが禁止されています。
- イ 長官官房審議官は、公益通報の対応後、公益通報を行った防衛装備庁の職員に対し不利益な取扱いがなされていないかどうかについて、フォローアップを行います。
- ウ 公益通報の対応及び公益通報者の保護に係る事務に従事する者は、公益通報に係る情報を正当な理由なく提供してはならないこと、情報を共有する範

困及び共有する情報の範囲を必要最小限に限定することとし、公益通報者を特定させる事項が必要最小限の範囲を超えて共有された場合には、適切な救済措置及び回復の措置をとること、公益通報者の特定につながり得る情報を共有する範囲を必要最小限に限定すること並びに公益通報者を特定しようとしてはならないこと等が、訓令に明記されています（訓令第33条）。

3 電子目安箱

（1）根拠

- 電子目安箱設置要綱について（通知）（装官監第3758号。27.12.10。以下「長官通知」という。）
- 電子目安箱の管理に関する細部要領について（通知）（装官監第3764号。27.12.10）

（2）情報提供の対象となる事実

入札談合、過大請求その他の不正行為です。

（3）情報提供手続

窓口は監察監査・評価官で、監察監査・評価官付監察監査室担当に、防衛装備庁HPに掲載されたメールアドレスに電子メールを送付することにより行うことができます。

なお、防衛装備庁HPに情報提供の様式が掲載されていますが、様式は自由ですので、当該様式を使用せずに情報提供を行うこともできます。

（4）提供された情報の処理

監察監査・評価官は、提供された情報を関係課に提供します。

（5）情報提供者の個人情報の保護

提供された情報を取扱う者は、情報提供者に関する個人情報を適切に管理しなければならないこととされています（長官通知別紙第4）。

なお、匿名による情報提供も可能です。

防衛装備庁の「公益通報・電子目安箱」について

別紙第2



【公益通報】

防衛装備庁における法令遵守（コンプライアンス）等を確保するため、長官官房監察監査・評価官に通報窓口を設置しています。 ※詳細はHPをご覧ください。

防衛装備庁及び防衛装備庁職員についての法令違反行為等に関する通報・相談を受け付けます。

【通報者の範囲】

- ① 防衛装備庁の職員
- ② 労働者派遣法に基づき防衛装備庁内で働く派遣労働者
- ③ 防衛装備庁の契約先事業者の労働者で当該契約業務に従事する者
- ④ ②及び③の雇用元の役員
- ⑤ ①～④であった者



HPへのアクセスは

こちらから

<https://www.mod.go.jp/atla/koueki.html>



監察監査・評価官において必要な対応を実施します。

調査の結果に応じて、担当部署において必要な是正措置及び再発防止策を講じます。

(注)○ 通報・相談(以下「通報等」と言います)に関する**秘密及び個人情報**は守られます。

○ 通報者等は保護されます(不正の利益を得る目的等でなく通報等を行ったことを理由とした不利益な取扱いが禁止されています)。

※ 防衛装備庁以外の事業者又は当該事業者の従業員等(職務に従事している場合に限る)に関する法令違反行為については、防衛装備庁が処分や勧告等をする法的な権限を有していること等の要件を満たしている場合にのみ通報・相談を受け付けることができます。

通報等の受付窓口はこちら ※いずれの窓口も御利用頂けます



通報・相談窓口(長官官房監察監査・評価官)

通報・相談の外部窓口(ヘルプライン窓口)

【郵便】 〒162-8870

東京都新宿区市谷本村町5-1

防衛装備庁 長官官房監察監査・評価官 宛

【e-mail】

atla-koeki-tsuho@atla.mod.go.jp



防衛装備庁職員のみ通報・相談できます。

【郵便】 〒100-8385

東京都千代田区丸の内2丁目1番1号

丸の内マイプラザ あさひ法律事務所

防衛装備庁 公益通報窓口

金子憲康弁護士 宛

【e-mail】

bouei.helpline@alo.jp

※ 女性弁護士も対応できます。

【電子目安箱】

防衛装備庁に係る入札談合、過大請求等に関する情報提供について、長官官房監察監査・評価官付に電子目安箱を設置しています。 ※詳細はHPをご覧ください。

※情報提供者に関する**個人情報**は守られます。匿名による情報提供も可能です。

情報提供の受付窓口はこちら



防衛装備庁HPより電子目安箱様式をダウンロードし、記入の上、以下のメールアドレスまで送信してください。なお、様式は自由ですので、他の様式にて以下のメールアドレスに送付していただくことも可能です。

【e-mail】 info-kansa@atla.mod.go.jp



お問合せ先:長官官房監察監査・評価官付監察監査室 03-3268-3111(内線35843・35844)